字千平　八八〇番三
　八八二番一及び八八二番二
　八八七番
字梅木沢　八八八番及び八八九番
　八九二番
字上村　九〇三番一及び九〇三番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県浜松市天竜区春野町豊岡
字久保沢　九六五番一　一号
　九六四番一　二号
　九四四番一　三号及び四号
　九四四番二　五号
　九五〇番二　十六号
字梅木沢　八九五番一　六号
　八九三番　七号
　八九〇番一　八号
字上村　九〇〇番一　九号
　九〇三番一　十号
字千平　八八二番一　十一号
　八八六番　十二号及び十三号
　九五一番　十四号
字大久保　九五四番一　十五号
字コゝウド　九六二番　十七号及び十八号
字堂ノ上　一二四六番三　十九号

○国土交通省告示第千二百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱十八号を順次結んだ線及び標柱十八号と三十四号を結んだ線並びに標柱十八号と三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県大田原市須佐木
字田ノ作　二五四番二　一号
　二五四番一　二号
　二五三番　三号
　二四二番四　四号
　二四二番二　五号及び六号
　二〇一九番一　十号から十二号まで
字田沢　二四一番二　七号
　二四一番一　八号
　二三三八番　九号
　二三三番一　十三号
　二三二番　十四号
　二三一番地先水路敷　十五号
　二三四番一　二十二号
　二三六番三　二十三号から二十五号まで
　二一九六番　二十六号
　二三八番地先水路敷　二十七号
　二〇二〇番三　十六号
字芋久保　二〇二〇番五　十七号
字小田沢　二〇二四番一地先道路敷　十八号
　二〇二四番一　十九号から二十一号まで
　二一六番地先水路敷　二十八号
字前原　二一五番三地先道路敷　二十九号及び三十号
字石川原　二七四番一　三十一号から三十三号まで
　二七四番三　三十四号

○国土交通省告示第千二百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東陽寺谷川及び佐中山谷川

(二)　砂防法第二条の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県小浜市熊野
四十九号東谷　二一番
八十九号東陽寺谷　六番から二〇番まで
九十号佐中山　四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県小浜市熊野
九十号佐中山　五番一　一号から八号まで
　二番　十八号
　四番　九号及び十号
四十六号佐中谷　二三番　十九号
四十九号東谷　一五番　十四号
八十九号東陽寺谷　五番　十一号から十三号まで
　二一番　十五号から十七号まで

○国土交通省告示第千二百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長命寺川支流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

滋賀県近江八幡市島町字山口
五九五番から六〇〇番まで
六〇〇番一
六〇一番から六〇六番まで
六〇六番一
六〇七番から六〇九番まで
六〇九番一
六一〇番及び六一一番
六一八番

○国土交通省告示第千二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上近久

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

愛知県豊川市萩町
上近久　三八番一
　六七番一から六七番一二まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊川市萩町
上近久　六六番二　一号
　三八番　二号
　六九番一　三号
　六七番一二　四号及び五号
　六七番一　六号
　三七番三　七号
　六六番十　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千百三十八号に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県北設楽郡設楽町東納庫
字松葉　八番六　一号及び二号
　一五番一　三号及び四号
　一四番六　五号
　一四番二　六号